

各 位

株式会社池田泉州銀行

「個人型確定拠出年金（個人型DC）」の取扱い開始 ～ 加入対象者大幅拡大に伴い ～

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田博久）は、平成 28 年 9 月 1 日（木）より「個人型確定拠出年金」（以下、「個人型DC」という）の取扱いを開始いたします。

「個人型DC」は、これまで対象が自営業者の方などに限られていたため、加入者は全国で約 26 万名（平成 28 年 4 月末現在）にとどまっておりますが、平成 29 年 1 月から加入対象者が大幅拡大され、基本的にすべての方が対象となることから、加入ニーズの高まりが予想されます。

当行は「個人型DC」の取扱い開始により、地域のお客さまの加入ニーズにお応えし、老後生活の備えを応援いたします。

【個人型DCとは】

- ・私的年金のひとつで、公的年金を補完し、加入者の自助努力により老後の生活に備えるための制度
- ・加入者自身で掛金を拠出・運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定される。
- ・税制メリット（「掛金の全額所得控除」「運用益の非課税」「受取時の税制優遇」）がある。
- ・平成 29 年 1 月からは公務員、専業主婦、会社員、OL の方を含め基本的にすべての方が加入できるようになる。

【取扱い内容】

（1）開始日

平成 28 年 9 月 1 日（木）予定

（2）概要

（個人型DCについて、詳しくは次頁をご覧ください）

運営主体	国民年金基金連合会（当行は国民年金基金連合会から業務受託しています）					
加入対象者	① 20 歳以上 60 歳未満の個人事業主（国民年金の第 1 号被保険者） ② 60 歳未満の企業年金のない企業の役員、従業員（ // 第 2 号被保険者） （平成 29 年 1 月からは以下の方も対象となります） ③ 公務員（ // 第 2 号被保険者） ④ 専業主婦（ // 第 3 号被保険者） ⑤ 企業年金のある会社に勤める方（ // 第 2 号被保険者）					
掛金負担	加入者個人					
拠出方法	個人払込 または 給与天引					
拠出限度額	加入対象者	①	②	③	④	⑤
	月 額	68 千円（※）	23 千円	12 千円	23 千円	20 千円または 12 千円
	年 額	816 千円（※）	276 千円	144 千円	276 千円	240 千円または 144 千円
（※）拠出限度額は、国民年金基金との合算枠						
税制	拠出時	掛金が全額所得控除の対象				
	運用時	利子、配当等の運用益は非課税				
	給付時	年金：公的年金等控除の適用あり 一時金：退職所得控除の適用あり				
運用商品	複数の運用商品（定期預金、保険、投資信託）の中から加入者が選択					
給 付	受給開始年齢（60 歳～65 歳、加入年数により異なる）到達後、給付申請					
手 数 料	加入時の手数料や毎月の口座管理費など、ご負担いただく手数料がございます。					
中途脱退	原則 60 歳まで中途脱退不可					

●運用商品・手数料等取扱い内容が確定しましたら、窓口・ホームページ等でご案内いたします。

以 上

《 個人型DCのメリット 》

3つの税制優遇があります。(税制は平成28年7月現在の情報に基づき記載しています)

✓ **掛金が全額所得控除されます。**

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出、税率を2.0%とした場合、年間48千円(仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円)の節税効果となります。

✓ **運用益も非課税で再投資されます。**

通常、金融商品の運用益には税金がかかりますが、個人型DCの運用益は非課税(※)です。
※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

✓ **受け取るときも税制優遇措置があります。**

給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」が受けられます。

《 個人型DCの制度上の位置付け 》

個人型DCの加入範囲および拠出限度額

(厚生労働省HPより抜粋)

- ・個人型DCは、基礎年金(1階部分)、厚生年金保険(2階部分)などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金(3階部分)のひとつです。
- ・下図のうち点線囲みの部分が個人型DCで、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」(*)があります。(*)拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、平成30年1月から年単位となります。
- ・「★」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。

自営業者等	専業主婦等 ★	企業年金等に加入していない方	企業年金等 ^{※1} に加入している方や公務員・私学共済加入者の方 ★
<p>拠出限度額</p> <p>年額81.6万円 (月額6.8万円)</p> <p>※国民年金基金との合算枠</p>	<p>拠出限度額</p> <p>年額27.6万円 (月額2.3万円)</p>	<p>拠出限度額</p> <p>年額27.6万円 (月額2.3万円)</p>	<p>拠出限度額</p> <p>年額24.0万円^{※2} または 年額14.4万円^{※3} (月額2.0万円) (月額1.2万円)</p>
国民年金基金 ※個人型DCと重複加入可能			企業年金等 ^{※1}
			厚生年金保険(2階)
			基礎年金(1階)

- ※1 企業年金等とは企業型DC、確定給付企業年金等。企業型DCを実施している企業は、企業型DC規約で個人型DCへの加入を認めている場合のみ加入可能。
 ※2 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型DCにのみ加入している方」の額。
 ※3 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型DCにのみ加入している方(※2)以外の方」の額。(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

【確定拠出年金(DC)とは】

- ・私的年金のひとつで、公的年金を補完し、加入者の自助努力により老後の生活に備えるための制度
- ・加入者自身で掛金を拠出する「個人型確定拠出年金(個人型DC)」と事業主が従業員のために掛金を拠出する「企業型確定拠出年金(企業型DC)」がある。
- ・いずれの場合も加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定される。